

建設工事等に係る電子入札の取扱いについて

令和6年8月
鹿屋市 総務部 財政課

1 導入理由

本市では、事務的経費の軽減や利便性の向上、入札の競争性や透明性の一層の確保を目的に、電子入札を導入しております。

2 導入日 平成21年4月1日

3 工事内容

(1) 対象とする工事等

下記の表に示す工種の格付区分及び登録業種を対象としています。

<令和6年8月現在>

工種	格付区分
土木一式工事	A・B・C・D
建築一式工事	A・B・C・D
電気工事	A・B
管工事	A・B・C
造園工事	A・B
解体工事	A・B
上水道工事	A・B・C
下水道工事	A・B
安全施設	—
ほ装	—
塗装・防水	—
建築設計監理委託	A・B・C
測量設計委託	A・B

※ 上記の区分以外で「鹿屋市電子入札実施要綱」に基づき、電子入札案件として登録された工事等については指名競争入札とします。

(2) 対象としない工事等

災害復旧等の緊急的に対応する必要がある工事など

4 基本的な参加資格

電子入札に参加できる基本的な参加資格は、次のとおりです。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者で現行の鹿屋市建設工事等競争入札参加者資格者名簿に登録されているもの
- (3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (4) 市が公告の際に提示した条件等に適合するもの
- (5) 当該工事に建設業法第19条の2の規定による現場代理人及び、同法第26条の規定による主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること。
 - ① 主任技術者又は監理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日において連続3箇月以上直接的雇用関係にあるものに限る。）にあること。
- (6) 公告から入札時までの期間において、鹿屋市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成18年鹿屋市告示第13号）の規定に基づく指名停止を受けていない者
- (7) 鹿屋市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がない者
- (8) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が

健全な者

- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされる等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (10) その他建設業法等の法令及び規則等に違反していない者

5 入札案件の公示等

電子入札により工事等を発注するときは、その工事等の入札参加に必要な事項を公告及び通知いたします。

- (1) 条件付き一般競争入札

毎週木曜日午前8時30分（その日が休日の場合は前日）に市ホームページにおいて公告

- (2) 指名競争入札

毎週水曜日午前8時30分指名通知対象となった業者に通知

6 入札参加の申込み

- (1) 対象工事等の入札に参加を希望し、かつ、参加条件を満たしている業者等は、指定した期限（工事発注表等に記載）までに、電子入札システムにおいて入札参加申込書及び現在施工中工事件名等通知書を提出してください。
- (2) 同じ現場代理人及び技術者で、同一日に開札する複数の案件に参加申込できますが、現場代理人については常駐が義務付けられているため、現場代理人が重複する場合は、開札順に先に落札したものを落札決定とし、以降の案件については失格といたします。
- (3) 指名競争入札については、入札参加申込書及び現在施工中工事件名等通知書を提出する必要はございませんが、現場代理人や主任（監理）技術者などの配置については、契約約款や関係法令を遵守するようお願いいたします。

7 入札参加者の決定

- (1) 入札参加申込があったときは、資格条件を満たしているすべての入札参加者に入札参加資格確認通知書を電子入札システムで送付し通知します。
- (2) 入札参加資格がないと判断した業者等にはその理由をつけて、入札参加資格確認通知書を電子入札システムで送付し通知します。
- (3) 入札参加資格を認められた後に辞退する場合は、入札辞退届を開札の開始前までに電子入札システムにおいて、提出してください。

8 設計図書等の閲覧

- (1) 対象工事等の設計図書等については、電子入札システムから電子データをダウンロードしてください。
- (2) 容量過多等の理由により、電子入札システムに掲載できない場合は、電子データを直接配付します。（工事発注表等に記載します。）

9 現場説明会

対象工事等に係る現場説明会は、原則行いません。ただし、現場説明会を行う必要があるときは、公告及び指名通知にその旨を記載いたします。

10 設計図書等に対する質問

対象工事等の設計図書等に対する質問は、指定した期限（工事発注表に記載）までに、設計図書

等に対する質問書（別記第7号様式）を財政課契約検査室にファックスで提出してください。

質問書の回答は、公告書に記載の期日までに設計図書等に対する回答書（別記第8号様式）を、市ホームページに掲載いたします。

財政課契約検査室 F A X 番号 0994-41-3081

11 システム障害等発生時

市の電子入札システムの障害等により、システムを使用できない場合は、電子入札を中止し紙入札に変更します。その場合は、電話、F A X等の方法で入札参加者に通知します。

12 入札の方法

- (1) 電子入札システムによる入札とします。ただし、やむを得ない理由により電子入札をすることができない場合は、紙入札参加の承認を得ることで、紙入札による参加も可能です。
- (2) 工事費内訳書の提出が必要な場合（工事発注表等に記載します。）、入札書と同時に提出してください。

13 紙入札の参加

やむを得ない理由により電子入札をすることができない場合は、原則として入札書提出締切日の前日までに紙入札参加申請書を提出し、紙入札参加の承認を得てください。（やむを得ない理由とは、入札参加申請後、落雷などによりシステムが通常どおり作動しなくなった場合です。）

承認を得たら、開札日時までに入札書を財政課契約検査室（本庁7階）に持参してください。

14 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札に参加する資格がない者が入札した場合
- (2) 談合その他不正な行為があったと認められた場合
- (3) 工事費内訳書の提出を求められた場合において、工事費内訳書が添付されていない場合
- (4) 入札書及び工事費内訳書の工事名などが、公告等に記載の工事名などと相違する場合
- (5) 紙入札参加承認後、紙入札書及び電子入札システムによる入札書を提出した場合
- (6) 系列関係にある複数の者が入札した場合
- (7) 当該工事に配置予定の現場代理人又は主任技術者を、工事と兼務させることを希望する場合において、「現場代理人の常駐義務緩和」及び「主任（監理）技術者の専任緩和」等の取扱いに基づき、他工事と兼務させることを希望する場合にあって、入札参加申込後から開札日の前日までの間に、その兼務について双方の発注者の承諾が得られない場合、または現場代理人又は専任主任技術者の兼務届出書の提出がない場合
- (8) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した場合

15 開札の立会い

鹿屋市電子入札実施要綱第17条第1項の規定により、入札参加者で開札の立会いを希望される場合は、立ち会いを認めるものとします。

16 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内での最低価格入札者とし、最低制限価格を下回る価格を提示した者は失格といたします。
- (2) 総合評価落札方式の場合は、低入札価格調査基準価格を下回る価格を提示したものがいた場

合は、低入札価格調査及び審査を行った上で、落札者の決定を行うこととし、失格基準価格を下回る価格を提示した者は失格といたします。

(3) 入札参加者には、落札者決定通知書を電子入札システムで送付し通知します。

17 くじ引きによる落札者の決定

落札者となるべき同価の入札をした業者等が2者以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじにて落札者を決定します。

18 入札の中止

入札参加申込者がいない場合は入札を中止し、入札参加資格の条件等を変更して、再度入札の手続を行います。

また、指名競争入札については入札参加者が2者に満たない場合も入札中止となります。

19 入札の延期等

(1) 電子機器等のトラブル等により事故が発生した場合、又は不正な行為等により延期及び中止の必要があると認める場合は、入札の取消しをいたします。その場合、速やかに入札参加者に延期及び中止を通知いたします。

(2) 電子入札の開札を延期する場合は、速やかに入札参加者に通知いたします。

20 再入札

入札の結果、落札となるべき者がいない場合、電子入札システムで再入札を行います。対象業者に再入札通知書を電子入札システムで送付し通知します。

辞退や失格等になった業者には送付されません。

入札を3回（再々入札まで）行い、落札者が決定しない場合は、随意契約の手続きに移行しますが、対象業者には、個別で電話連絡します。

21 入札結果の公表

(1) 落札決定した日（開札日）の翌日（翌日が休日の場合はその翌日）に、市ホームページに落札者及び落札金額を掲載します。

(2) 開札日の翌日から起算して7日以降に、電子入札システムで入札結果の公表を行います。

（予定価格事後公表の案件は、予定価格の公表を含みます。）